

山岳トンネルの自動化施工等活用促進に向けた有識者会議

規 約

（名 称）

第1条 本会議は、「山岳トンネルの自動化施工等活用促進に向けた有識者会議」（以下、「有識者会議」という）と称する。

（目 的）

第2条 本有識者会議は、山岳トンネル工事における自動施工技術等の普及・促進による省人化・安全性を目的として、試行工事の実施により、自動施工技術活用に関する実施要領、積算基準及び管理基準等（以下、「技術基準類」という。）の内容について検討を行うものである。発注者に必要な技術基準類の検討にあたり、試行工事の発注における技術向上提案テーマ及び評価の観点、現場実態調査の方針及び内容、事後評価内容及び評価方法について専門的見地から検討することを目的とする。

（有識者会議の委員構成）

第3条 有識者会議は、トンネル、自動施工、建設安全等の専門家ならびに行政関係者により構成し、別紙に掲げるとおりとする。

第4条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、有識者会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

（座長の職務）

第5条 座長は、有識者会議を統括する。

（議事の公開）

第6条 有識者会議は原則として非公開で開催する。議事要旨等については、事務局が作成し、座長に確認の上、後日、国土交通省ホームページに公開するものとするが、座長の判断により非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 事務局は、国土交通省大臣官房技術調査課、大臣官房参事官グループ施工企画室、道路局国道・技術課に置く。

2 有識者会議の運営に関する事務は事務局が行う。

（雑 則）

第8条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、座長が定める。

（附 則）

1 この規約は、令和7年5月15日から施行する。

(別 紙)

山岳トンネルの自動化施工等活用促進に向けた有識者会議

委 員 名 簿

座 長

真 下 英 人 一般社団法人日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所長

委 員

奥 田 晃 久 国土交通省 大臣官房 技術調査課長

建 山 和 由 立命館大学 総合科学技術研究機構 教授

西 川 昌 宏 国土交通省 道路局 国道・技術課長

星 隈 順 一 国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部長

松 本 幸 司 国立研究開発法人土木研究所 道路技術研究グループ長

森 下 博 之 国土交通省 大臣官房 参事官(イノベーション)

(敬称略、五十音順)